

差出人: [redacted]@city.okayama.lg.jp
送信日時: 2025年8月4日月曜日 12:01
宛先: [redacted]@unobus.[redacted]@unobus.co.jp;
[redacted]@unobus.co.jp
件名: 東山の新路線について

宇野自動車
[redacted]みなさま

お世話になります。
岡山市交通政策課の[redacted]です。

先週ご相談いただいた東山の新路線について、
[redacted]まで報告し、また、法律も改めて確認した結果、
今後の流れとしては、下記となりますので、
とりいそぎ、ご報告いたします。

■ 手続きの法的根拠

岡山市は全事業者同意のもと策定した「利便増進実施計画」を推進中であるため、
「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の「第二十七条の十八の8」に基づき、

- ・今回の新路線（法文では「認定区域内計画外事業」）が
利便増進実施計画の維持が困難となるため公衆の利便が著しく阻害されるかどうかについて
協議会における協議を経て、国土交通大臣に対して意見を申し出ることがができる

を運用することになります。「協議会での協議は必須」となります（中国運輸局に確認）。

■ 手続きの流れ

岡山市が協議会における協議を経て国に意見を提出することになるため、
「路線バス分科会 → 協議会」という順に進めていこうと思います。

[redacted]も、[redacted]と同じで、「競合他社から何か意見を出すだろう」と想像しています。

その意見が

- ・建設的な内容であれば、宇野バスと協議を
- ・感情的で一般論的な内容であれば、意見提出事業者に論拠の提示を

お願いするかもしれません。

国に意見を出すのは協議会ではなく、岡山市になります。

出てきた意見を公平に確認させていただき、国に提出したいと思います。

なお、協議会としてどのような意見を提出したとしても、最終的に認可するかどうかは国の判断となります。

岡山市 都市整備局 交通政策課 地域公共交通推進室

〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1番1号

TEL：086-803-1376 FAX：086-234-0435

E-Mail [redacted]@city.okayama.lg.jp
